

報道関係者 各位

令和4年3月30日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 井口 真嘉

(直通電話) 03-5403-2164

ユニテッド・エアーラインズ不当労働行為再審査事件 (令和元年(不再)第31号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和4年3月29日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 既に団体交渉で行き詰まりとなった事項について、組合が、交渉が進展する事情等を示さずに再度団体交渉を申し入れた場合、会社がこれを拒否しても不当労働行為に当たらないとした事案 ～

組合は、改めて交渉の進展が望める事情の変化がある旨は何ら示さずに、以前の団体交渉において行き詰まりとなった客室乗務員の雇用等に係る団体交渉申入れを再度行ったのであるから、これに応じても合意の可能性がないとして拒否した会社の対応には正当な理由があると認められる。

I 当事者

再審査申立人

全労協全国一般東京労働組合(「東京労組」)(東京都千代田区)

全国一般・全労働者組合(「全労」、併せて「組合」)(東京都千代田区)

再審査被申立人

ユニテッド・エアーラインズ・インク(「UA」)(アメリカ合衆国イリノイ州)

II 事案の概要

- 1 本件は、UAが、組合員の解雇の撤回や復職についての団体交渉を、組合員の使用者ではないこと、これ以上の団交で合意に至る可能性がないことなどを理由として拒否したことが労働組合法(「労組法」)第7条第2号の不当労働行為であるとして、組合より救済申立てがあった事案である。
- 2 初審東京都労働委員会(「東京都労委」)は、本件団交拒否は労組法第7条第2号の不当労働行為には当たらないとして、組合の救済申立てを棄却したところ、組合が再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) UAは組合員の使用者ではないとの理由について

UAは、申立外コンチネンタル・マイクロネシア・インク（「CMI」）の成田ベースで勤務していた組合員の本件解雇当時の使用者は、雇用主であるCMIであって、UAは組合員の使用者には当たらないと主張するが、CMIが行った本件解雇に関する交渉事項については、平成29年4月1日にUAがCMIを合併したことによりUAが交渉すべき地位を引き継いでいるのであるから、UAが、本件団交申入れに対応すべき使用者に当たらないとして拒否することは、正当な理由であると評価することはできない。

(2) 団交で合意に至る可能性がないことの理由について

ア 平成28年2月4日から同年4月1日までに行われた5回の団交（「本件CMI団交」）が行き詰まりに達していたかについて

CMIは、成田ベースを閉鎖することを、必要かつ十分な程度において、具体的な理由とともに説明し、成田ベースの閉鎖が決定済みで覆すことができないという前提のもと、早期退職プログラム及び地上職の配転について、譲歩提案をしつつ理解を求め、また、組合員の希望に速やかに応対するなどし、さらに、組合が客室乗務員としての勤務の継続について質問、提案した事項についても、それが困難な理由を具体的に説明するなどしていたのであるから、その対応全体をみるに、特段不誠実な点は見当たらない。その上で、あくまで客室乗務員としての勤務、雇用を求めると主張する組合と、成田ベースの閉鎖が決定済みで、客室乗務員として勤務を続けることはできないとするCMIとの間で、交渉が膠着し、それ以上は進展する見込みがなくなっていたと評価するのが相当である。

イ UAとの団交が進展する可能性について

本件団交申入れは、本件CMI団交において行き詰まりに達していた事項そのものについて再度交渉を求めるものにほかならないところ、組合は、同事項の交渉が進展する事情の変更を何ら示していないのであるから、UAが、本件団交申入れに応じても進展がないと考えたことは、無理からぬ判断であったと認められる。

以上のことからすると、UAが本件団交申入れに応じることで、交渉が進展する可能性があったということはできないから、この点でUAに新たに団交応諾義務が生じていると認めることはできない。

ウ 結論（団交で合意に至る可能性がないとの理由の正当性について）

以上を総括すると、本件CMI団交においては、客室乗務員としての雇用の維持を巡り、交渉が膠着し、行き詰まりに達していたと認められるところ、組合は、CMIを吸収合併したUAに対し、改めて交渉の進展が望める事情の変化がある旨は何ら示さずに、本件CMI団交において行き詰まりとなった客室乗務員の雇用等に係る団交申入れを再度行ったというものであるから、これに応じても合意の可能性がないとして拒否したUAの対応には正当な理由があると認められる。

(3) 不当労働行為該当性

以上のとおり、本件団交申入れに対し、UAが、組合員の使用者ではないと回答したことは正当な理由は認められないが、団交で合意に至る可能性がないとして拒否したことは、正当な理由による団交拒否と評価できるのであるから、本件団交拒否は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当しない。

【参考】

初審救済申立日 平成29年4月24日（東京都労委平成29年(不)第32号）

初審命令交付日 令和元年7月10日

再審査申立日 令和元年7月22日